

もっと身近に!男女共同参画～男性の育児休業(育休)取得を応援する社会へ～

袋井市 協働まちづくり課

◆男女共同参画推進プランについて

市では、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に、「第4次袋井市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女が共に参画し、個性と能力を十分に発揮できる持続可能な活力ある社会の実現を目指しています。

第4次プランでは、女性の職業生活の活躍やDV防止などの観点も盛り込みながら、全体目標である「多様な価値観を認め合い、個性と能力を発揮できる社会の実現」を目指して、4つの基本目標、9つの基本方針を設定し、取り組んでいます。

男女共同参画や女性活躍というと、女性の問題だと捉えられがちですが、男性にとっても大変重要で、男性がより暮らしやすくなるもので、男女が共に進めていくものです。男女共同参画の意識を「地域と家庭」、「職場と家庭」という生活の場に広げることが重要であり、地域・家庭・職場の垣根をなくすことがワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現につながります。

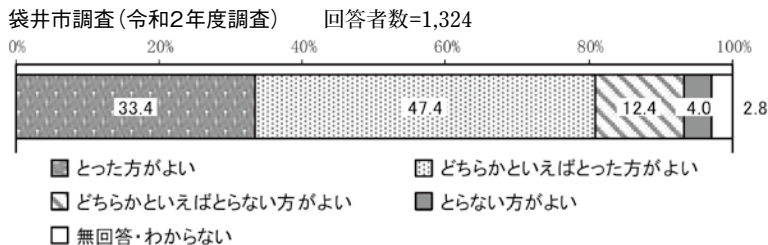
人生100年時代を見据えて、誰もが心身ともに健康で、多様で柔軟な働き方等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでいきますので、事業所の皆様にもご協力をお願いします。

◆男性の育児休業取得について

昨年度、市民を対象に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」で、男性の育休について聞いたところ、8割以上の方(「とった方がよい」33.4%・「どちらかといえばとった方がよい」47.4%)が、男性の育休取得を肯定的に捉えています。

しかし、市内事業所を対象に実施した「男女共同参画に関する実態調査」では、女性(母親)の育休取得率は100%であるのに対し、男性(父親)の取得率は5.7%でした。

我が国における共働き世帯は約7割となっており、核家族世帯も増加しています。頼れる親が近くにいなかったり、親も長く働くようになってきて、家事・育児の担い手が限られる家庭が増えています。このような社会構造の変化から、男性も女性同様、家事・育児に関わる必要性が高まっており、男性の育休取得や育児参加を促す育児・介護休業法が今年6月に改正されました。



育児・介護休業法(改正)のポイント

- ・子どもの出生後8週間以内に男性だけが利用できる出生時育休制度(男性版産休)を新設
- ・現在は原則1回しか取れない育休を、分割して2回まで取得可能に
- ・事業主に対して、育休を取得しやすい雇用環境の整備と、妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした従業員(個別)に育休制度等の周知・意向確認を義務付け

現在も、育休は、男性・女性を問わず取得できますが、取るのはほとんどが女性(母親)です。男性が育休を取らない理由として、職場の理解が得られない、取りにくい雰囲気がある、育休中の家計が不安など、様々な要因が挙げられますが、就職活動にあたって、会社選びの条件として、男性の育休取得率に注目する学生が増えているといえます。男性の育休取得を、性別を問わず優秀な人材を確保し、定着させるための経営戦略と位置付け、男性の育休取得を進めることができれば、属人化している業務の見直しや職場改善のきっかけにもつながるのではないのでしょうか。男性の育休取得には、会社や周りの皆さんの理解と協力、取りやすい雰囲気づくりが何よりも大切です。女性(母親)だけでなく、みんなで子育てできる環境をつくりましょう。

◆育児・介護休業法については
厚生労働省HP



◆第4次袋井市男女共同参画推進プランについては、袋井市HP



問合せ 袋井市協働まちづくり課
コミュニティ推推室
0538-44-3107